

第22号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「運転免許技能手当」を「運転免許技能試験手当」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業に従事する職員 1日につき560円（人事委員会規則で定める職員が同規則で定める作業以外の作業に従事した場合にあっては、470円）

第3条第2項第2号中「1月」を「1日」に、「6,700円」を「320円」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 犯罪現場又はこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業
- (2) 前号の場所以外の場所における犯罪鑑識の作業（次号の作業を除く。）

第4条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業に従事する職員 1日につき560円
- (2) 前項第2号の作業に従事する職員 1日につき290円
- (3) 前項第3号の作業に従事する職員 1日につき290円

第4条に次の1項を加える。

- 3 同一の日において、第1項各号の作業のうちの2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

第5条第1項第3号中「歩行者等の保護、」を削り、「その他の交通指導の」を「に関する」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号の作業に従事する職員 1 日につき560円（人事委員会規則で定める職員にあっては、520円）
- (2) 前項第 2 号の作業に従事する職員 1 日につき470円（人事委員会規則で定める職員にあっては、520円）
- (3) 前項第 3 号の作業に従事する職員 1 日につき280円
- (4) 前項第 4 号の作業に従事する職員 1 日につき560円
- (5) 前項第 5 号の作業に従事する職員 1 日につき370円

第 5 条に次の 2 項を加える。

3 高速自動車国道又は自動車専用道路において第 1 項第 4 号の作業に従事した場合における交通捜査取締手当の額は、前項第 4 号に規定する額に、その作業に従事した日 1 日につき、280円を加算した額とする。

4 同一の日において、第 1 項各号の作業のうちの 2 以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条第 1 項中「留置人」を「被留置者」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 日につき370円とする。

第 8 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項第 2 号中「及び第 4 号」を削り、「370円」を「4,600円（人事委員会規則で定める作業にあっては、2,600円）」に改め、同項第 3 号中「4,600円（人事委員会規則で定める作業にあっては、2,600円）」を「370円」に改め、同条第 3 項中「から第 4 号まで」を「及び第 3 号」に改める。

第11条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 日につき370円とする。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第21条の 2 を削る。

第22条第1項中「第8条第2項」を「第3項、第8条第2項並びに第21条第2項」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 日を単位に手当額が定められている特殊勤務手当（次条において「日額の手当」という。）のうち次に掲げるものの支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 捜査特別手当（被疑者の逮捕の作業に係るものを除く。）
- (2) 犯罪鑑識手当
- (3) 交通捜査取締手当（被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業に係るものを除く。）
- (4) 看守手当（護送の作業に係るものを除く。）
- (5) 警ら手当
- (6) 運転免許技能試験手当

第24条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前条第3項」を「前条」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「第8条第1項第3号」を「第8条第1項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、職員の育児休業等に関する条例第12条を改め、同条を第34条とする改正規定中「第34条」を「第32条」に改め、同条例第11条を第33条とす

る改正規定中「第33条」を「第31条」に改め、同条例第10条を改め、同条を第32条とする改正規定中「第32条」を「第30条」に改め、同条例第9条を第31条とする改正規定中「第31条」を「第29条」に改め、同条例第8条を第30条とし、第7条の次に22条を加える改正規定中「第30条」を「第28条」に、「次の22条」を「次の20条」に改め、第17条に係る部分を削り、「第18条 育児短時間勤務」を「第17条 育児短時間勤務」に、「第19条 育児短時間勤務」を「第18条 育児短時間勤務」に、「第20条 職員」を「第19条 職員」に、「第21条 育児休業法」を「第20条 育児休業法」に、「第22条 任命権者」を「第21条 任命権者」に、「第23条 第13条から第20条まで」を「第22条 第13条から第19条まで」に、「第24条 育児短時間勤務」を「第23条 育児短時間勤務」に、「第25条 育児短時間勤務」を「第24条 育児短時間勤務」に、「第26条 育児短時間勤務」を「第25条 育児短時間勤務」に、「第27条 育児短時間勤務」を「第26条 育児短時間勤務」に改め、第28条に係る部分を削り、「第29条」を「第27条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。